



# innoventier 弁護士 企業法務相談室

Power for the Business  
（第25回） 弁護士 上田 亮祐  
2015年神戸大学法学部卒業、2016年司法試験予備試験合格。2017年に神戸大学法科大学院を修了し、同年の司法試験に合格。2018年に司法修習を修了、同年弁護士登録（大阪弁護士会）。主たる取扱分野は一般企業法務、知的財産法等。

## 株主に対する 質問制限・退場命令

### 一．回答

質問時間の制限、退場命令とも適法とした裁判例がありますが、当該事件に特有の事情が存在する点に留意する必要があります。いずれの場合も、具体的な総会の進行状況等により適法性が左右されることになります。

### 二．総会当日の議事運営

会社法は株主総会の議事運営につき、株主の質問権と取締役の説明義務（同法三二四條）、総会における議長の権限（三二五條、退場命令につき同条二項）を規定しています。しかし、具体的に株主の質問権をどの程度確保し、どのような場合に議長の議事運営権の行使として株主を退場させることができるのかについては、必ずしも条文から明らかではありません。以下では、株主に対する質問の制限及び退場命令に関する裁判例を概観します。

#### (1) 質問の制限・打ち切りに関する東京電力事件（東京地裁平成四年二月二四日判決）

Y社の定時株主総会において、議長は質問をしようとしたXに対し「質問は三分以内で

お願いする」旨述べ、質問時間を三分以内に制限しました。その上で、議長はXら多数の株主がさらに質問を求めている状況において、他の株主から提出された、すみやかに議事を進行させて議案の審議に入るべきである旨の動議を可決し、質問の受付を打ち切ったところ、Xらは質問時間を制限されたことや質問を打ち切ったことが決議の取消事由になるとして提訴しました。

裁判所は「株主総会において、議長は、議事を整理する権限を有するものであるところ：本件総会では多数の株主が質問の機会を求めていたことが認められるのであるから、そのような場合には多数の株主の質問を聞く機会を保障する必要がある、議長が合理的な範囲内と認められる時間制限を質問者に課することは、議事の整理としてむしろ適切である。」として、質問時間を三分に制限した点は適法であるとしました。

質問を打ち切ったことについては「多数の株主が質問の意思表示をしているにもかかわらず、議長がこれらの株主を指名することなく質問の受付を打ち切った場合には、取締役及び監査役に課された説明義務違反の問題が生じる余地がある」としつつも、質問の意思表示をしていない株主がほとんど原告であるXらであったことや、そのXらが事前に提出し

### 今回の相談

我が社では毎年六月に株主総会を開催していますが、株主の中には一人で多数の質問をする人や、事業報告中に勝手に発言をする人もおり、対応に苦慮しています。このような株主に対して質問時間を制限したり、退場させたりすることは、許されるものなのでしょうか？

ていた質問は議題との関連性が希薄であった事情を挙げて、「本件総会において質疑応答が打ち切られた時点以降に、本件決議事項の合理的な判断のために必要な質問が更に提出される可能性があったとは認められないから、議長が、質問のために手を挙げていない株主が存在することを知らながら、質問受付を打ち切り、改めて質問する機会を与えなかったからといって、説明義務に違反するということとはできない」としました。

可能な限りたくさん株主に質問の機会を保障するために質問時間を制限することが、本判決では「議事の整理としてむしろ適切である」と積極的に評価されている点特徴的です。実際の総会運営では、決議取消のリスクを低減するために質問時間の制限についてあらかじめ議場に諮り、多数の株主による賛同を得て行うということも考えられます。

質問の打ち切りについては、質問権が議題に対する株主の合理的な判断を補助するものであることから、実質的な会議の充実のために有益な質問が尽くされたかという点が重要になります。本判決では、質問の打ち切りが違法とされなかったものの、その理由が「決議事項の合理的な判断のために必要な質問が更に提出される可能性があったとは認められな」かった点にあることは留意が必要であると思われま。実際に質問を打ち切る場合には、適宜「あと〇分（〇名）で質疑応答を終えたいと思います。」と予告を行ったり、打ち切る際に議場に諮ったりするなど、慎重に対応することが重要です。

本件と同様に質問の打ち切りを決議取消事由としなかった東京スタイル事件（東京地裁平成一六年五月一三日判決）は、判決において「他の出席株主から議事を早く進めるようにとの発言があったのであるから、これを審議打ち切りの動議ととらえ、まずは審議の打ち切りを総会の決議に諮り、その動議を可決したうえで審議を打ち切る等の措置をとるべきであった」として、それをせずに質疑を打ち切った「議長の議事進行が不適切であったことは否定できない」と指摘しています（ただし、同事件では議長の議事運営が不適切であることと、「著しく不公正」（会社法八三一条一項一号後段）であることを区別し、決議事項に対する実質的な説明は行われていた等の事情から「決議の取消しを認めざるを得ないほどに著しく不公正なものであったとまで認定することはできない」と判示したことに注意が必要です）。

#### (2) 退場命令に関する佐藤工業事件（東京地裁平成八年一月一七日判決）

Y社の定時株主総会において、未だ質問の受付が開始されていない段階で株主のXが質問を許可することを求め、議長の許可を受けていない、いわゆる不規則発言を繰り返しました。Xの不規則発言には罵声や怒号も含まれ議事進行が妨害されたことから、議長は不規則発言を中止するよう求め、続ける場合は会場から退場させる旨警告しました。その後、総会に先立ちXから提出されていた事前質問に対し、Y社副社長が、「Xの質問事項はY社が権利関係の当事者と

なっているものではなく、Y社において回答する性格のものではない」旨を発言し回答を拒否したところ、これに納得しなかったXが「告訴するよ。」「弁護士立ってみる。」「この野郎。おい」など悪口雑言を繰り返したため、議長はこれ以上不規則発言を繰り返した場合にはXを会場から退場させる旨を伝えました。しかし、なおもXは不規則発言を繰り返して議事を混乱させたことから、議長がXを退場させることの可否を議場に諮り、可とする意見が多数であったことから退場命令を発しました。

裁判所は、Xの事前質問の内容が総会の目的事項と関連しないとして、Y社副社長がXの事前質問に回答しなかったことに何ら不当な点はないとしました。そして、そのような不当な点のない説明に納得せず不規則発言を続け、議場を混乱させたXを退場させたことにつき、「本件退場命令に権限濫用等の違法な点は存在しないというべきである」として、退場命令の適法性を肯定しました。

本判決は、Xの不規則発言のきつかけとなった、Y社副社長の回答内容の可否についても検討しており、適切な回答内容に対して不規則発言を続けたことが、Xに対する退場命令の適法性を支える要素の一つとなっていると考えられます。

実際の総会では、不規則発言で議場を混乱させる株主に対して、いきなり退場命令を発するのではなく、本件のように注意、警告と段階を踏んでそれでも従わない場合に初めて退場命令を発することが対応のポイントといえます。

このコーナーは、飯島歩氏、藤田知美氏、町野静氏、松下外氏、村上友紀氏、溝上武尊氏、アザマト・シャキロフ氏、平野潤氏、三品明生氏、上田亮祐氏が交代で執筆します。